

| | | |
|-----------|-------|---------------------------------|
| 令和6年7月16日 | | |
| 資料提供 | | |
| 担当課 | 教育委員会 | 総務課 吉村(内3668 直通Tel073-441-3640) |

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年6月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

| 通報者 | 件数(内匿名) |
|-----|---------|
| 県民等 | 8(5) |
| 職員等 | 1(1) |
| 計 | 9(6) |

(2)通報方法別

| 通報者 | 件数(件) |
|--------|-------|
| 電子メール | 7 |
| 郵便・FAX | 2 |
| 面談 | |
| 電話 | |
| 計 | 9 |

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

| 通報内容 | | 処理状況 |
|------|--|---|
| ① | ある小学校の教科指導及び行事運営のあり方について、是正を求める。 | 通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、一部課題が認められ、市町村教育委員会が当該校の管理職に指導を行ったことを確認した。 |
| ② | ある小学校の職員が、授業中に不適切な指導を行った。 | 通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、当該事実は認められなかったとの報告を受けた。 |
| ③ | ある県立学校の職員が、SNSに不適切な投稿を行っている。 | 調査の結果、一部、不適切な投稿内容が認められたため、学校長より必要な指導を行った。 |
| ④ | ある県立学校で、当時の担任が、退学届を受理してくれなかった。 | これまでも同様の通報があり、処理した内容であるため、不受理とした。 |
| ⑤ | ある県立学校の管理職から会計年度任用職員の任用更新時に退職を強要された。 また、退職時に発行された離職票が事実と異なる記載内容であり、訂正を求めても訂正されない。 | 調査の結果、退職を強要したという事実はなかったことを確認した。 また、離職票の記載内容についても適正であることを確認した。 |
| ⑥ | ある県立学校で、職員が生徒にセクハラ行為を行っている。 | 調査の結果、当該事実は認められなかった。 |
| ⑦ | ある中学校の職員が前任校で生徒と不適切な関係であったという噂を聞いた。 | 調査中 |

| | | |
|---|---------------------------------------|--|
| ⑧ | ある中学校の職員が営利を目的とするスポーツクラブで指導や引率を行っている。 | 通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、当該事実は認められなかったとの報告を受けた。 |
| ⑨ | ある県立学校で、マスターキーを紛失したが、適切に対応していない。 | 調査中 |

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 7 ② ③ ④ ⑤ ⑥
⑦ ⑧

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの 2 ① ⑨

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

| | |
|------------------------------------|---------|
| (1) 調査の結果、是正の必要がないもの | 4 |
| (うち通報内容が事実とは認められないもの) | 3 ② ⑥ ⑧ |
| (うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの) | 0 |
| (うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの) | 0 |
| (うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) | 1 ⑤ |
| (2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの | 2 ① ③ |
| (3) 調査を継続中としたもの | 2 ⑦ ⑨ |
| (4) 不受理としたもの | 1 ④ |